

薬局における対人業務の評価の充実

調剤後薬剤管理指導加算

- 地域において医療機関と薬局が連携してインスリン等の糖尿病治療薬の適正使用を推進する観点から、医師の求めなどに応じて、地域支援体制加算を届け出ている薬局が調剤後も副作用の有無の確認や服薬指導等を行い、その結果を医師に情報提供した場合を評価する。

薬剤服用歴管理指導料 調剤後薬剤管理指導加算 30点(月1回まで)

[対象保険薬局]

地域支援体制加算を届け出ている保険薬局

[対象患者]

インスリン製剤又はスルフォニル尿素系製剤(以下「インスリン製剤等」という。)を使用している糖尿病患者であって、新たにインスリン製剤等が処方されたもの又はインスリン製剤等に係る投薬内容の変更が行われたもの

[算定要件]

患者等の求めに応じて、

- ① 調剤後に電話等により、その使用状況、副作用の有無等について患者に確認する等、必要な薬学的管理指導
- ② その結果等を保険医療機関に文書により情報提供を行った場合に算定する。



薬局における対人業務の評価の充実 ③

吸入薬指導加算

- 喘息等の患者について、医師の求めなどに応じて、吸入薬の使用方法について、文書での説明に加え、練習用吸入器を用いた実技指導を行い、その指導内容を医療機関に提供した場合を評価する。

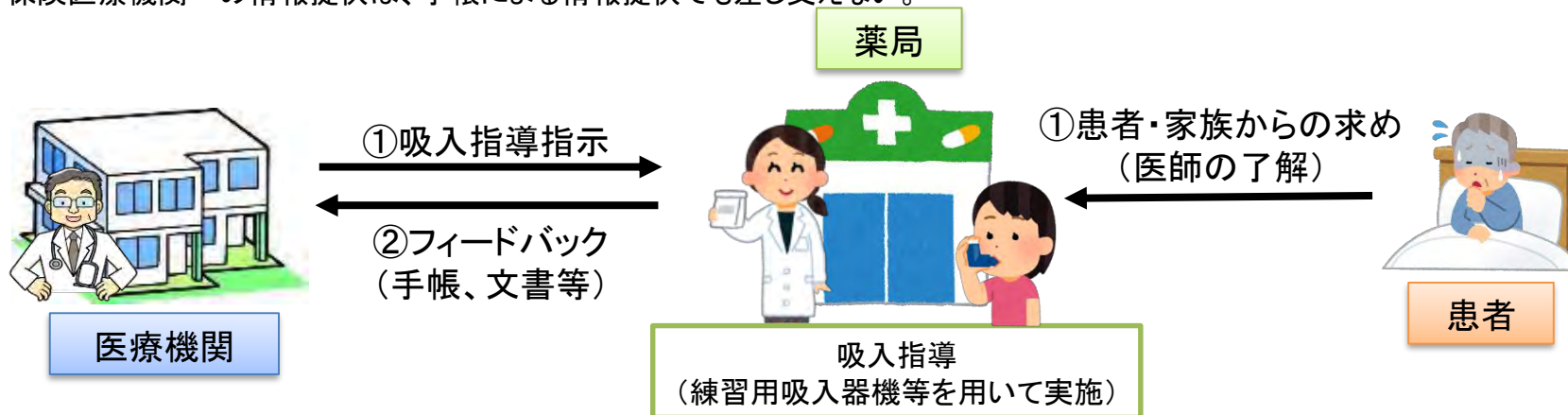
薬剤服用歴管理指導料 吸入薬指導加算 30点(3月に1回まで)

[算定要件]

喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者であって吸入薬の投薬が行われている患者に対して、当該患者等の求めに応じて、

- ① 文書及び練習用吸入器等を用いて吸入手技の指導を行い、患者が正しい手順で吸入薬が使用されているか否かの確認、
- ② 保険医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合に算定する。

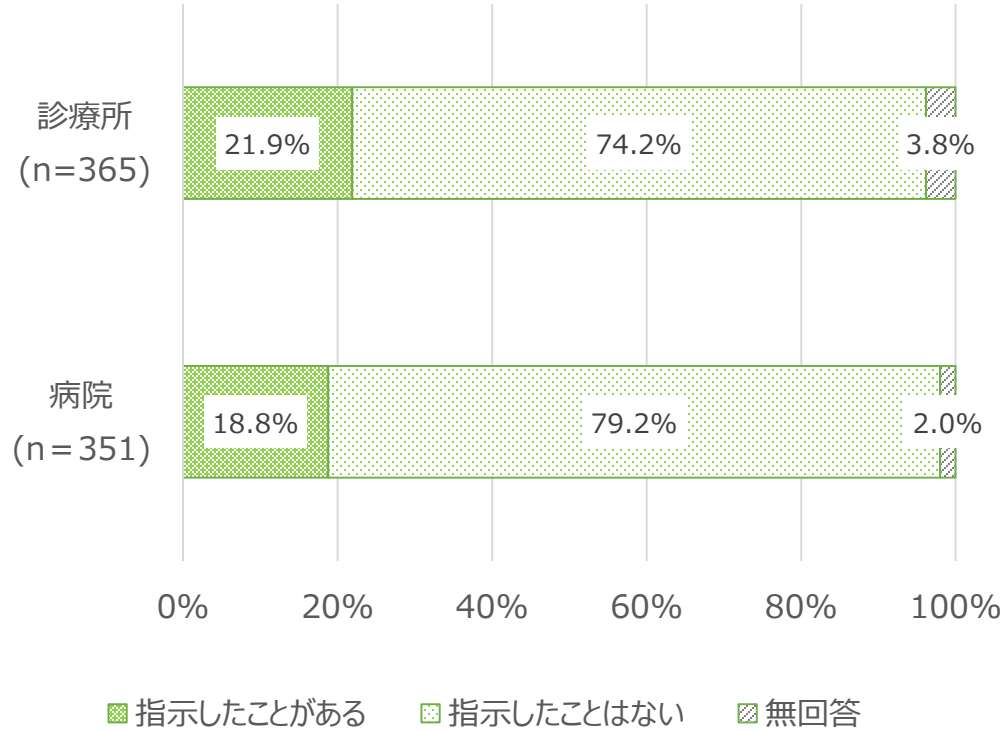
※ 保険医療機関への情報提供は、手帳による情報提供でも差し支えない。



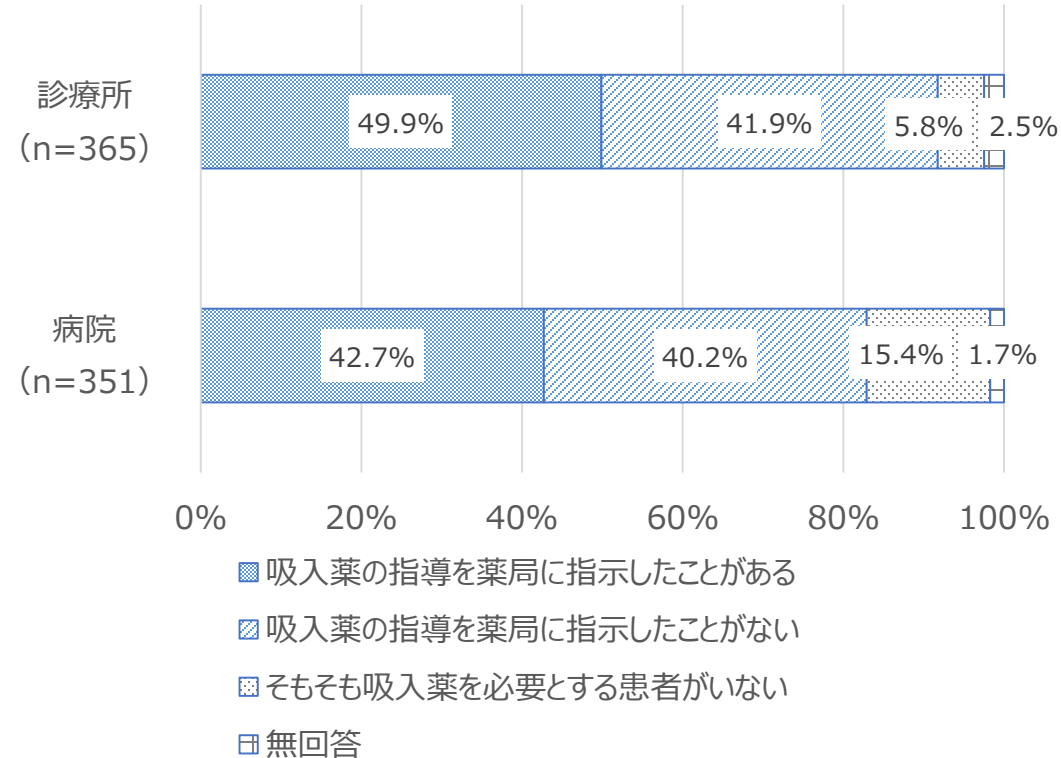
保険医療機関から保険薬局に対するフォローアップの指示について

- 糖尿病患者のフォローアップについて、保険薬局に指示したことがある医療機関の割合は、診療所が約21.9%、病院が約18.8%であった。
- 吸入薬の指導について、保険薬局に指示したことがある医療機関の割合は、診療所が約49.9%、病院が約42.7%であった。

糖尿病患者のフォローアップについて薬局に指示した
経験（診療所・病院別）



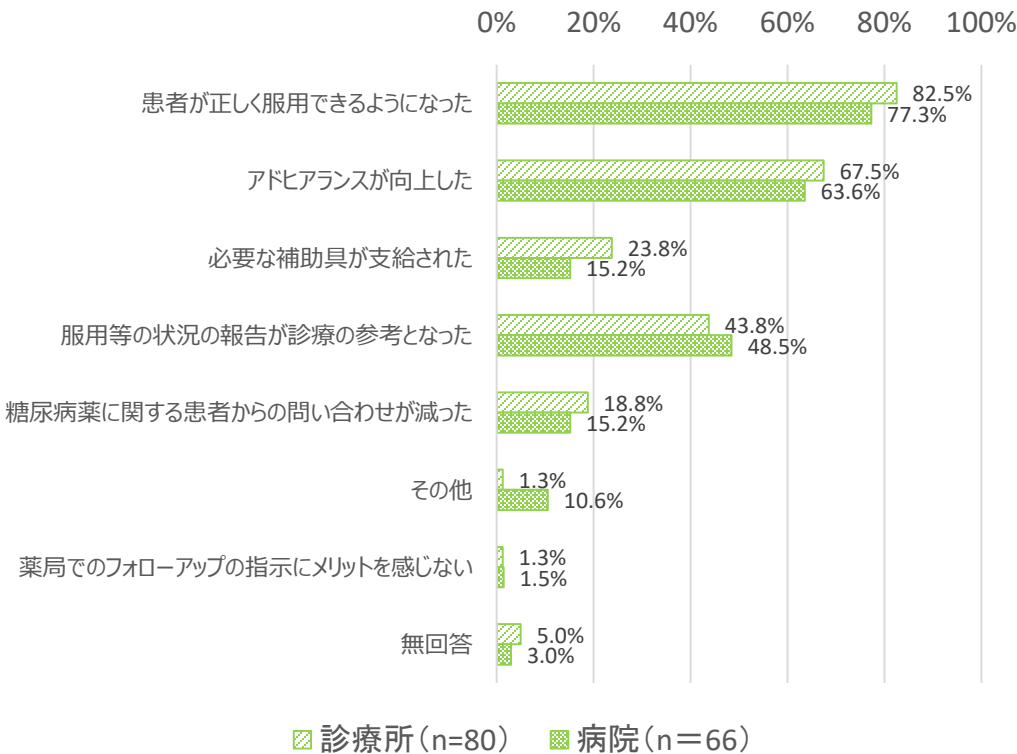
吸入薬の指導を薬局に指示した経験
（診療所・病院別）



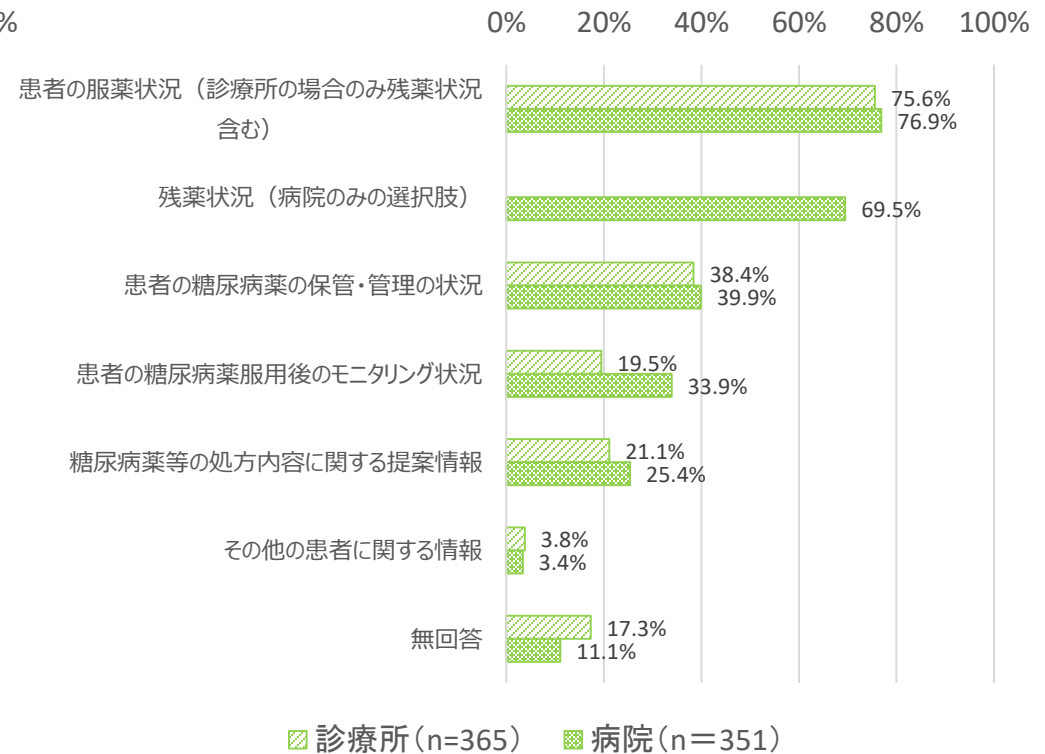
糖尿病患者のフォローアップについて

- 糖尿病患者のフォローアップを薬局に指示した場合、保険医療機関が感じるメリットとして、「患者が正しく服用できるようになった」、「アドヒアランスが向上した」、「服用等の状況の報告が診療の参考になった」という回答が多かった。
- 糖尿病患者のフォローアップに関して、保険医療機関において診療に役立つ情報として、保険薬局から共有される「患者の服薬状況」、「残薬状況」、「患者の糖尿病薬の保管・管理の状況」という回答が多かった。

糖尿病患者のフォローアップを薬局に指示した場合のメリット
(複数回答) ※



糖尿病患者のフォローアップに関して薬局からフィードバックされる情報のうち診療の役に立つ情報 (複数回答)



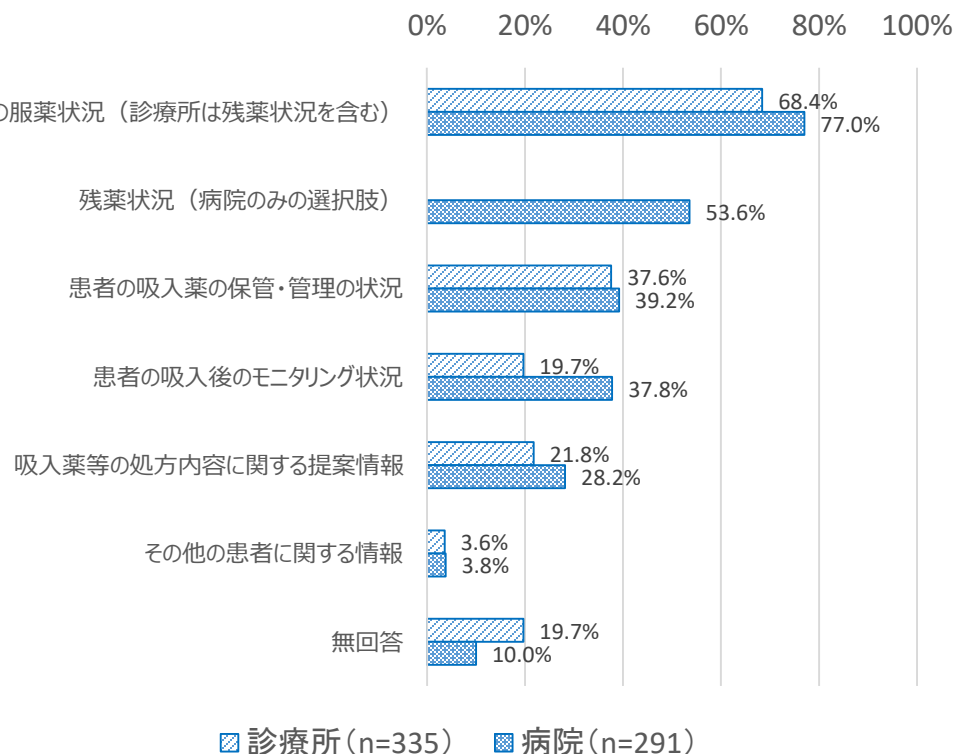
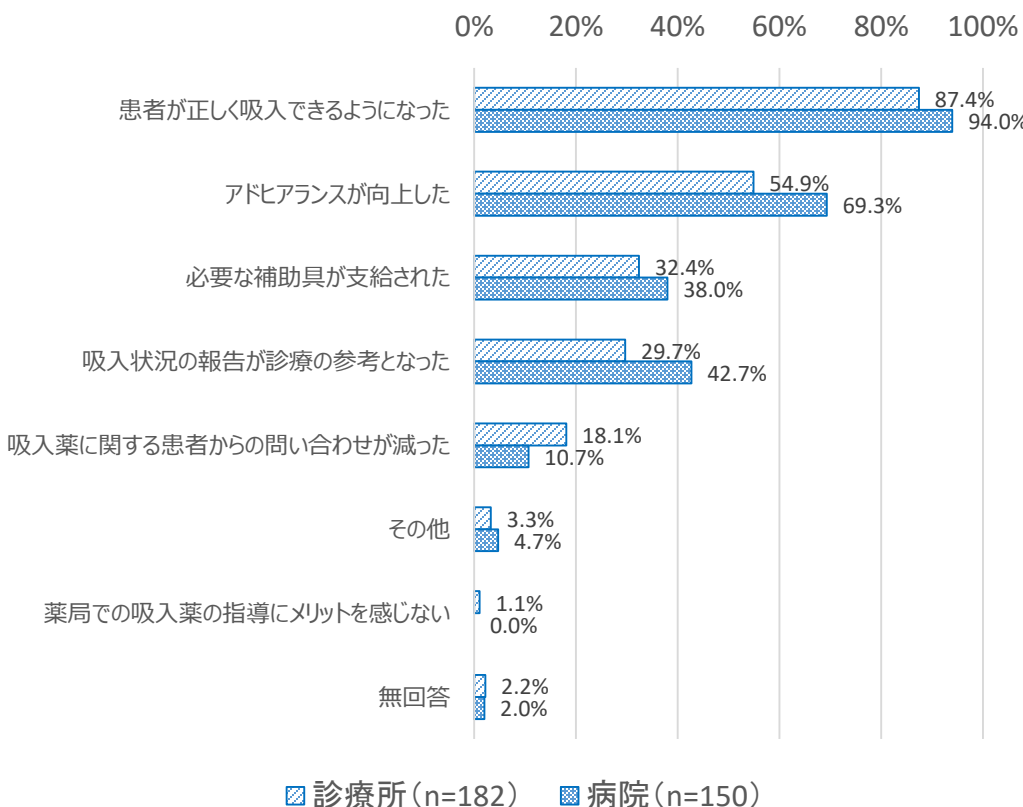
※糖尿病患者のフォローアップについて薬局に指示したことがあると回答した医療機関

吸入薬指導について

- 吸入薬指導を薬局に指示した場合、保険医療機関が感じるメリットとして、「患者が正しく吸入できるようになった」、「アドヒアランスが向上した」、「吸入状況の報告が診療の参考になった」という回答が多かった。
- 吸入薬指導に関して、保険医療機関において診療に役立つ情報として、保険薬局から共有される「患者の服薬状況」、「残薬状況」、「患者の吸入薬の保管・管理の状況」という回答が多かった。

薬局で吸入薬の指導をした場合のメリット（複数回答）※

吸入薬のフォローアップに関して薬局からフィードバックされる情報のうち診療の役に立つ情報（複数回答）



※吸入薬指導を薬局に指示したことがあると回答した医療機関